給　与　勧　告　の　手　順

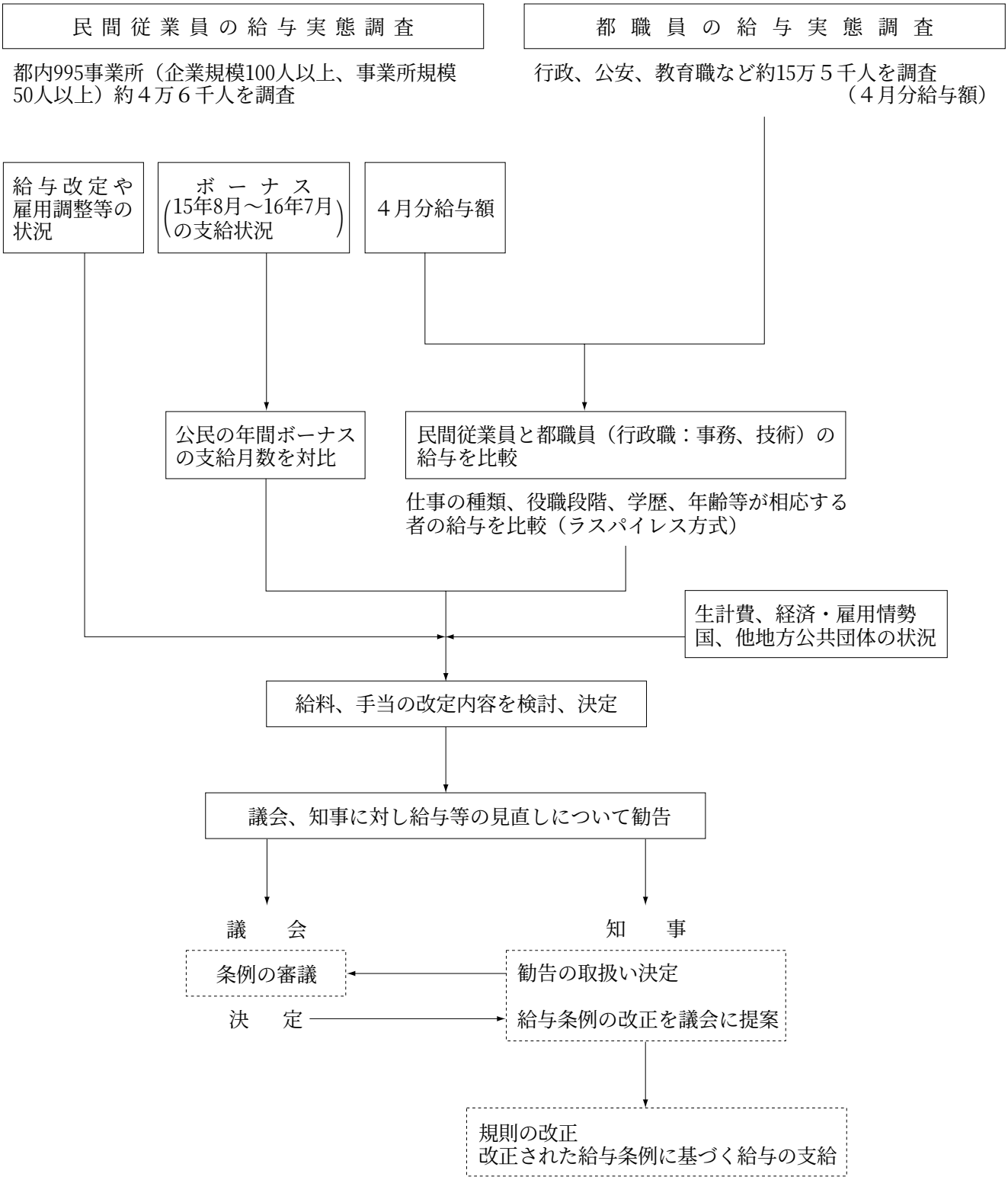

（注）　人事委員会勧告制度は、「民間準拠」を基本としている。この給与決定のしくみが設けられているのは、

①　公務は、営利を目的としておらず、利益配分としての給与決定方式がなじまないこと

②　政治的中立性をはじめ、公務の継続性、安定性が求められるため、職員には勤労者として適正な給与の確保が必要なこと

③　税金で賄われる公務員給与は、納税者の理解と協力を得られる「世間相場」に従うことが最も適当であること

等の理由によるものである。